

旭川市議会議員に対する  
議員定数及び議員報酬に関する  
アンケート調査集計結果

旭川市議会議員定数及び議員  
報酬に関する検討懇談会資料



## 目 次

|     |                  |    |
|-----|------------------|----|
| 第 1 | アンケート調査の概要       | 1  |
| 第 2 | 項目別集計            | 5  |
| 1   | 議員定数について         | 5  |
| 2   | 議員報酬について         | 11 |
| 3   | 議員定数及び議員報酬に関する意見 | 19 |



## 第 1 アンケート調査の概要

### 1 目的

旭川市議会議員定数及び議員報酬に関する検討懇談会の求めに応じ、本検討懇談会の議論を深めるため、議員定数及び議員報酬に関する議員の考え方について調査した。

### 2 調査期間

平成 24 年 12 月 7 日（金）から 12 月 14 日（金）まで

### 3 対象議員

旭川市議会議員 36 人（うち調査票回収数 36 人）

### 4 収集情報の取扱い

アンケート調査は匿名により実施し、個別の調査票は公表しないものとした。

### 5 取りまとめ

アンケート調査の結果は、議長がとりまとめた。

なお、回答が自由記載であるものについては、できるだけ原文のまま表記するよう努めた。

### 6 アンケート調査様式

次のとおり



旭川市議会議員に対する  
議員定数及び議員報酬に関するアンケート調査

1 議員定数について

(1) 現在の議員定数（３６人）をどのように考えますか。

① 適当である。

② 多い。

③ 少ない。

④ その他（ ）

(2) (1)で②又は③を選んだ方にお尋ねします。

望ましい議員定数は何人ですか。

（ ）人

(3) (2)で回答した方にお尋ねします。

その人数が望ましいと考えた理由をお答えください。

[ ]

(4) 議決権以外に、議員の職務としてあなたがより重要と考える項目を３つお答えください。

① 執行部のチェック機能を高めること。

② 政策提言や政策提案を積極的に行うこと。

③ 将来ビジョンを議論すること。

④ 市民の意見を吸収し、市政に反映させること。

⑤ 地域をこまめに周り、行政への苦情や要望等を聞くこと。

⑥ 議会情報や行政情報を広く知らせること。

⑦ 行政の無駄を省くこと。

⑧ その他（ ）

(5) 議員定数のあり方を考えるときに、一番重視しなければならないことは何だとお考えですか。

[ ]

2 議員報酬について

(1) 議員報酬以外の収入（注１参照。以下同じ。）はありますか。

① ある。

② ない。

(2) (1)であると答えた方にお尋ねします。

議員報酬以外の収入の年間推定額はいくらですか。

※昨年（平成２３年中）の収入と大きく変わらない場合は、昨年中の収入を記入してください。

約（ ）万円

裏面に続く

(3) 家計を支える収入についてお尋ねします。

- ① 議員報酬のみである。
- ② 議員報酬とその他の収入を充てている。
- ③ 議員報酬と他の家族の収入を充てている。
- ④ 議員報酬は充てていない。
- ⑤ その他 ( )

(4) 現在の議員報酬額をどのように考えますか。

- ① 適当である。
- ② 多い。
- ③ 少ない。
- ④ その他 ( )

(5) (4)で②又は③を選んだ方にお尋ねします。

望ましい議員報酬の額はいくらですか。

( ) 円

(6) (5)で回答した方にお尋ねします。

その議員報酬額が望ましいと考えた理由をお答えください。

[ ]

(7) 議員報酬のあり方を考えるときに、一番重視しなければならないことは何だとお考えですか。

[ ]

注 1 : 収入とは

- ① 給与，年金の場合  
所得税や社会保険料等を差し引く前の金額
- ② 事業（営業等，農業），不動産の場合  
必要経費を差し引く前の金額  
※源泉徴収票の「支払金額」欄，または確定申告書の「収入金額等」欄に記載されている金額となります。

3 上記のほか，議員定数及び議員報酬に関して意見があればお聞かせください。

[ ]



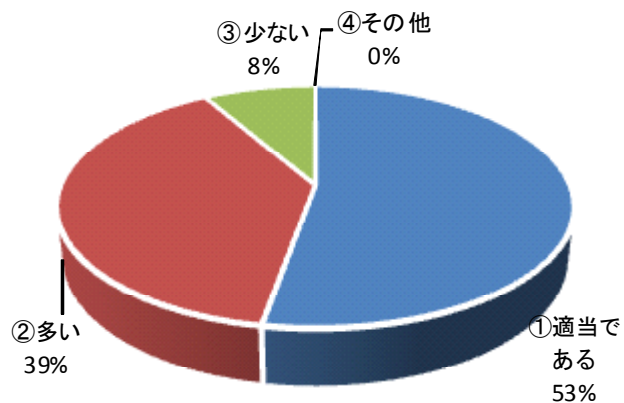
## 第2 項目別集計

### 1 議員定数について

(1) 現在の議員定数（36人）をどのように考えますか。

（回答）

|         | 回答人数 |
|---------|------|
| ① 適当である | 19人  |
| ② 多い    | 14人  |
| ③ 少ない   | 3人   |
| ④ その他   | 0人   |
| 合 計     | 36人  |



(2) (1)で②又は③を選んだ方（＝17人）にお尋ねします。

望ましい議員定数は何人ですか。

（回答）

|     | 回答人数 |
|-----|------|
| 24人 | 1人   |
| 28人 | 1人   |
| 29人 | 1人   |
| 32人 | 5人   |
| 34人 | 8人   |
| 38人 | 1人   |
| 40人 | 1人   |
| 合 計 | 18人  |

※(1)で①を選びながら(2)を回答した者がいるため、(1)の②及び③の合計数と一致しない。

(3) (2)で回答した方（＝18人）にお尋ねします。

その人数が望ましいと考えた理由をお答えください。

（回答）

○24人と回答（＝1人）

・決め事は各会派代表者会議で決めていることから頭数はそれほど必要ではない。  
各常任委員会6名×4でも充分ではないかと思う。

○ 28 人と回答（＝ 1 人）

- ・ 約 20 % 位を減じてよいと思うから

○ 29 人と回答（＝ 1 人）

・ 議員定数と報酬については、少数精鋭で高報酬にすべきか報酬を下げて定数を増やすべきかのどちらをめざすのかをまず決める必要があると考えます。報酬を下げてボランティア的議員を増やすためには現行の議会運営を根本的に変えなければならず、当面は現行通りの運営を前提にするのなら少数精鋭が現実的と考えます。旭川市は 4 常任委員会であるので、1 委員会 7 人、議長は委員会に入らないので 29 人となりました。1 委員会 7 人としたのは、委員長を除く議員が 6 人となり偶数だと 2 人が賛成または反対しなければ賛否が決まらないことから、熟議となる可能性が高くなると考えたからです。

○ 32 人と回答（＝ 5 人）

- ・ 32 名が適正とは言わないが、財政が厳しい中で市議会も定数削減の努力をすべき。
- ・ 旭川市も人口減少していくので、今後市の規模に合った議員定数にしていくべきである。
- ・ 1 万人に 1 人の議員の数が適当と思われるが、財政事情を鑑み、2 減～4 減が定数と考える。
- ・ 厳しい財政事情で身を削る覚悟が大切。常任委員会数が 4 なので、割り切れる定数が適当と思う。
- ・ 理由の記載なし

○ 34 人と回答（＝ 8 人）

- ・ 改選時に 34 人の提案をさせていただいたので。  
職員数減の中で市議会も定数を減にすべきである。
- ・ 1 万人に 1 人が望ましいと考えます。
- ・ 人口 1 万人に 1 議員が適当と考えます。
- ・ 人口 1 万人に 1 人が適当だと考えます。
- ・ 人口 1 万人に対し議員 1 人の考え方
- ・ 1 万人に 1 人が望ましい。

- ・世論の動向に配慮する意味で削減を可とするが、議会の機能面から必要以上の減員はすべきでない。※(1)で①を選択
- ・考え方として前回は踏襲し、改革の姿勢を示す。

○ 38人と回答（＝1人）

- ・地方自治法での上限数は、30万以上50万未満で46人である。せめて20万以上30万未満の上限数の38人であるべきだ。

○ 40人と回答（＝1人）

- ・全国の中核市の人口と現議員数の状況とのバランスを考慮した。

※(1)で①「適当である」を選択

- ・他の中核市と比べても少ない数にある。少数意見や民意を反映する上でも妥当と考える。

(4) 議決権以外に、議員の職務としてあなたがより重要と考える項目を3つお答えください。

（回答）

|                              | 回答数 |
|------------------------------|-----|
| ① 執行部のチェック機能を高めること。          | 27  |
| ② 政策提言や政策提案を積極的に行うこと。        | 28  |
| ③ 将来ビジョンを議論すること。             | 9   |
| ④ 市民の意見を吸収し、市政に反映させること。      | 30  |
| ⑤ 地域をこまめに周り、行政への苦情や要望等を聞くこと。 | 2   |
| ⑥ 議会情報や行政情報を広く知らせること。        | 7   |
| ⑦ 行政の無駄を省くこと。                | 4   |
| ⑧ その他                        | 0   |
| 合 計                          | 107 |

(5) 議員定数のあり方を考えるときに、一番重視しなければならないことは何だとお考えですか。

（回答）

- ・議会内において議員間討議で議論を深め、結論を出すべき。
- ・旭川市の人口（市民の意見と行政に反映することのできる最少人員）

- ・ 市民意見を充分聴き判断するべきと思う。

- ・ 労働組合や団体等からの支持を受ける議員が多数派となってはならない。市民意見及び市民の公共の利益を反映する定数であること。

- ・ 少な過ぎると政党や組織を代表する構成になってしまうことから無所属議員の存在など、幅広い人材の受け皿となり得る定数であるべき。

- ・ 民意の反映が最重。定数を削減した場合、ハードルが高くなり、大きな組織の代表ばかりになり、庶民の代表は出づらくなる。

- ・ 議員の定数を削減することによって、民意が反映される機会を奪ってはならない。

- ・ 常任委員会体制

地方自治が重要視される時代において行政所管ごとに分けられ審議される委員会活動が重要と考える。35万都市旭川市における行政範囲、事業量に対する現在の4常任委員会は適当と考え、委員会構成人数8～9人も適当数と考える。(委員長・副委員長を除く6～7人での審議)

- ・ 近年市民要望は多様化専門化しており、さらに少子高齢化、グローバル化、情報化など地方自治体を取り巻く環境が構造的に変化するなか、従来の中央集権、画一型の行政は大きな転換を求められている。新たな創造、多様な知恵を追及され、急速な分権社会への流れの中、35万都市未来像を多面的に検討・追求できる質の高さと、議会機能の維持、向上、そして民意を吸収、反映するための議員数を確保することも重要と思う。

- ・ 議員定数と報酬については、少数精鋭で高報酬にすべきか報酬を下げて定数を増やしボランティア化すべきか、どちらの方向性をめざすのかをまず決める必要があると考えます。

何よりも重要なことは、議員間討議で熟議し、市民の多様な意見やニーズをひとつにまとめていく合議システムとしての議会の役割を果たすために必要な定数はどの程度が妥当かということだと思います。

少数精鋭化するのであれば議員の調査能力を高める必要があり、議会判断の参考にするために市民の意見を取り入れる工夫として、議会主催の公聴会の開催、参考人招致の活用など市民からの意見聴取の機会を増やすこと、加えて政策秘書の経費を払うことができるなど政務調査費の充実も検討すべきと考えます。

- ・ 農村等の郡部からの意見が中々反映されづらくなる可能性があり、都市中心部に議員が集中する事が考えられます。

・ 市政のチェック機能の役割を果たすことが重要であり、行政規模から見て一定の議員数は必要です。その視点から考える必要があります。

・ 多様な民意の反映

・ 市民意見

・ 多様な民意が反映されるよう考慮すべき。

・ 市民の意見や要望を聞き、市政に反映していくことができるようにしなければならないと考えます。大幅な定数削減は民意を吸収できなくなることも予想されます。人口に比例するような定数にしていくべきと考えます。

・ 議会が多様な民意を集約し、団体意思を決定していくためには、地方公共団体の多種多様な層から議員が選出され、議会を構成することが重要である。このことは、今後一層議会に求められる専門性を強化することにもつながるものとする。とはいえ、1万人に1人など、人口区分に応じて議員定数を定め、住民の理解を得られるものとなるよう配慮すべきである。

・ 行政のチェックが公平公正にできることと思う。

・ 行政のチェック機能（中核市の行政をチェックするのには一定数は必要）

・ 執行部のチェック機能としての役割をはたすべき人数を確保すること。

・ 行政のチェック機能と議員の政策立案等が図られる人数確保はすべき。

・ 執行部のチェック機能であると思う。その上で、常任委員会設置が可能なこと。

・ 多様な市民意見がある状況を民主的に反映出来る状況をつくる事。

・ やる気

・ 全国の類似都市との比較  
議員の活動実態との整合性

・ 人口比率・割合とも言えるが、正論とは考えていない。

・ 定数の根拠を設置する事が困難。よって、中核市標準を参考にするのが最適である。感情や経済的理由で論ずるのは不合理。

- ・すくなくとも一定の根拠をもって、定数を考えるべきである。他都市の状況や上限数は重要な要素である。

- ・一番重視すべきは目的。特に削減をもとめられている場合、定数削減が経費節減のシンボルにされている事が多いと考える。実際には議員定数削減は経費削減に対する効果は低い。であれば必要なのは縮小ではなく活性化。

- ・市民意見が反映できる体制と、可能な定数削減数。

- ・多様性を確保したうえで、政策提言・提案もしていくためには、いきすぎた削減はすべきでない。

- ・議員の役割を重視し、何をなすべきか、何をしているかを考慮し、その数に必要とする人数を考えなければならない。ただ、人数だけを言うのは、感情論になりがちになる。

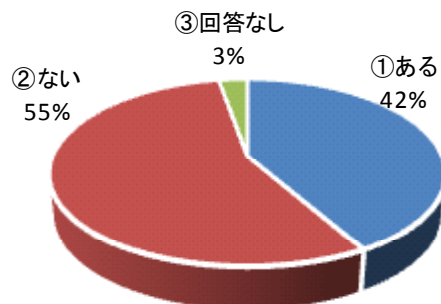
- ・常任委員会レベルでの議論をきちっと出来る人数の確保。

## 2 議員報酬について

### (1) 議員報酬以外の収入（注１参照。以下同じ。）はありますか。

（回答）

|      | 回答人数 |
|------|------|
| ①ある  | 15人  |
| ②ない  | 20人  |
| 回答なし | 1人   |
| 合 計  | 36人  |



注１：収入とは

#### ① 給与，年金の場合

所得税や社会保険料等を差し引く前の金額

#### ② 事業（営業等，農業），不動産の場合

必要経費を差し引く前の金額

※源泉徴収票の「支払金額」欄，または確定申告書の「収入金額等」欄に記載されている金額になります。

### (2) (1)であると答えた方（＝15人）にお尋ねします。

議員報酬以外の年収の年間推定額はいくらですか。

※昨年（平成２３年中）の年収と大きく変わらない場合は，昨年中の収入を記入してください。

（回答）

|       | 回答人数 |
|-------|------|
| 44万円  | 1人   |
| 80万円  | 1人   |
| 104万円 | 1人   |
| 140万円 | 2人   |
| 300万円 | 1人   |
| 400万円 | 1人   |
| 800万円 | 1人   |
| 回答なし  | 7人   |
| 合 計   | 15人  |

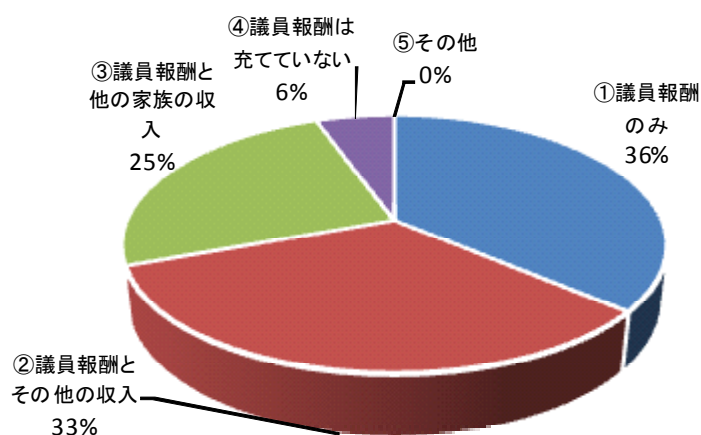
※金額を回答せず，次の記載をした者がいた。

- ・この質問の意図する事が全く理解できないため，答えられません。
- ・個人的プライバシー
- ・答える必要は無いと思う。

(3) 家計を支える収入についてお尋ねします。

(回答)

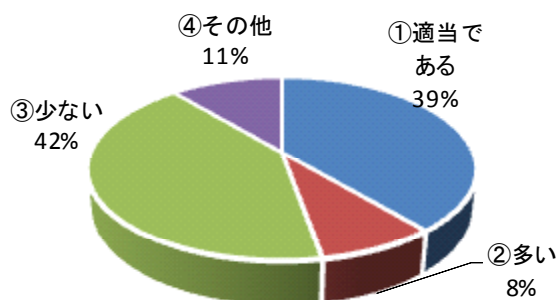
|                      | 回答人数 |
|----------------------|------|
| ①議員報酬のみである。          | 13人  |
| ②議員報酬とその他の収入を充てている。  | 12人  |
| ③議員報酬と他の家族の収入を充てている。 | 9人   |
| ④議員報酬は充てていない。        | 2人   |
| ⑤その他                 | 0人   |
| 合 計                  | 36人  |



(4) 現在の議員報酬額をどのように考えますか。

(回答)

|        | 回答人数 |
|--------|------|
| ①適当である | 14人  |
| ②多い    | 3人   |
| ③少ない   | 15人  |
| ④その他   | 4人   |
| 合 計    | 36人  |



④その他の回答 (= 4人)

・議員年金もなくなり、若手議員のなり手、若者の意見を政策反映していくためにも、安易な削減はあってはならないと考える。

・今後検討が必要



・他の中核市と比べると旭川市は低いと思う。

・他都市と比較しても少ない現状

(5) (4)で②又は③を選んだ方(=18人)にお尋ねします。

望ましい議員報酬の額はいくらですか。

(回答)

|     |         | 回答人数 |
|-----|---------|------|
| 年額  | 400万円   | 1人   |
|     | 600万円   | 1人   |
|     | 618万円   | 1人   |
|     | 1,000万円 | 5人   |
| 月額  | 55万円    | 2人   |
|     | 60万円    | 4人   |
|     | 61万5千円  | 1人   |
|     | 65万円    | 1人   |
| その他 |         | 2人   |
| 合 計 |         | 18人  |

※ 参考(いずれもH24.4.1現在)

議員報酬及び期末手当の年間計

議長 10,387,500円

副議長 9,224,100円

議員 8,559,300円

議員報酬月額

議長 625,000円

副議長 555,000円

議員 515,000円

※その他は、記載がないもの及び「具体的な額の策はもっていない」との回答

(6) (5)で回答した方(=18人)にお尋ねします。

その議員報酬額が望ましいと考えた理由をお答えください。

(回答)

○400万円(年額)と回答(=1人)

・旭川市民の収入を考えるとこの位がちょうどバランスをとれる

議員は常勤でないこと、しかし、社会的地位を考えるとあまりに安すぎる(例えば100万円)のは適当でない。

○600万円(年額)と回答(=1人)

・少数精鋭とした場合、多岐に亘る市政の課題を調査、研究するためにはフルタイム勤務の時間が必要であり、他の仕事との兼務は難しいことから、一定程度生活できる報酬は必要と考えます。しかし、旭川市議会は、期末手当において本来議員の報酬に反映すべきでない「役職加算20%」を受け取っていることから、まず役職加算年額約40万円は現行の報酬から引くべきと考えます。

その上で、一定程度生活できる報酬はどの程度と考えるのかですが、年収600万円あれば旭川で生活するには十分と考えます。

○618万円（年額）と回答（＝１人）

- ・ ※515,000円×12

現在の報酬月額で生活には十分足りる。議員の職責からして期末手当はなじまないのではないかと。但し、その場合には退職金制度など何らかの社会保障的待遇があれば望ましい。

○1,000万円（年額）と回答（＝５人）

・ 議員の活動範囲は、以前の地域活動型中心の地域代表的な性格から、「監視機能」はもとより、街づくりの根幹にもかかわる「政策立案機能」中心の市民代表的な性格が強まり、そのために道内はもとより、国内外の情報の収集、現地視察などや、学校、消防、議員会あるいは、自費による姉妹・友好都市文化イベントの参加など、活動範囲は多岐にわたり、活動量に比例する。また、４年に一度の選挙についても、政党により異なるが、大きな負担がその一因でもある。

- ・ 旭川市の部長職と同等にすべき

・ 選挙資金の返済、慶弔費、交際費等を考えるとこの位が望ましい。（目に見えない出費が多過ぎる）

年金制度がなくなった為、若い優秀な人材の確保が難しい。（若い人が立候補しなくなる）

・ 報酬は議員活動・政治活動にも充てられており、選挙費用の事を考えると現状では厳しい。また、年金の廃止を考えるとなおの事である。

- ・ 議員年金がなくなったこと

○55万円（月額）と回答（＝２人）

・ 現実に、議員報酬のみで生計をたてていることや、サラリーマンとは全くちがう活動の範囲であるため、予想以上の経費がかかるため。

- ・ 無駄のない生活をしている中で、税引き後の所得は少ない。最低限の上乗せが必要。

○60万円（月額）と回答（＝４人）

- ・ 活動費も必要

・ 上記金額は、全国中核都市の平均報酬額の中位と下位の間程度額である。

議員は退職金無く、議員年金も廃止された状況から、現在の支給額で選挙の都度発生するローン返済や日常経費を考えると、通常の生活維持も容易ではない。

- ・全国の中核市中，旭川市の議員報酬は最低レベルであり，41市の平均額が617,000円余りであることから，同程度の金額が妥当と考える。

- ・しっかりした議員活動をして行く為

○現在より月プラス10万円と回答（＝1人）※議員報酬額515,000円＋100,000円＝615,000円

- ・中核市の議員報酬の平均値

○65万円（月額）と回答（＝1人）

- ・政務調査費を廃止し，議員報酬に一本化する。

○(4)で③「少ない」と回答したが，(5)は記載なし（＝1人）

- ・理由の記載なし

○(4)で③「少ない」と回答し，(5)は「具体的な額の策はもっていない」と記載

- ・理由の記載なし

※(4)で①「適当である」と回答し，(5)は記載なし

- ・現在の額が適当としているが，実際には不足と思う。ただ，民間企業の現状を見ると，増加は言える時ではない。しかし，生活が出来ないほどの額まで削減されると，議員活動を少なくして就労しなくてはならない。その場合議員を担う人材に偏りが生まれることが考えられる。

※(4)で④「その他」と回答し，(5)は「検討が必要」と記載

- ・議員活動に専念するためにも，公正・公明な立場を守るためにも，「紐付き収入」に頼る事なく，生活の保障が成り立つ報酬額の検討が必要であると考え。又，退職金もない中で，又，当否の確信もない中での報酬額は，議会の質を考えても慎重に当たるべきと考える。

「討論会」等で市民に政策を伝えるなど，選挙活動方策の審議が必要。

**(7) 議員報酬のあり方を考えるときに，一番重視しなければならないことは何だとお考えですか。**

（回答）

- ・議会が有する権能，求められる役割からすると，一定水準の議員報酬は保障されるべきである。

- ・議員活動の行動範囲は広く，専念できることが重要と思う。

- ・専従でも生活可能なこと。
- ・専業の議員として、活動できること。（生活費がままならない中、議員として仕事に専念できない。）
- ・専従で議員活動が出来る報酬のあり方
- ・専従で議員活動出来るように報酬は考えていくべき。
- ・議員活動を続けていく状況で子育ても含めて普通の暮らしが出来る事。
- ・働き方
- ・類似都市との比較  
議員の生活基盤と活動が保障されるべき金額
- ・少なすぎても多すぎても問題が生じると捉えてはいるが、当然ながら財政状況を鑑みながらの対応が必要と考える。  
旭川市は中核市41市中、函館市に次ぐ報酬の低さである。
- ・議員が夢を語る事が出来る環境を維持する必要がある。そのための条件として、現行程度（全国標準参照）が良いのでは。
- ・最低でも報酬によって家計が支えられること。そのことで議員活動に専念できるものと思う。
- ・議員活動と私生活とのバランス、区別がつきにくいこの2つをどうやって分けるのか？分けられるとしたら、議員活動費をどのように算出することができるのか？
- ・生活と議員活動の保障
- ・優秀な若い人材が議員を志せることが必要
- ・議員の活動のあり方
- ・議員活動、政治活動費を考慮する事。
- ・議員は4年ごとに選挙がある。報酬から選挙に充てられる金額は、どれくらいになるか？現職市議にアンケート調査すれば一目瞭然です。

- ・ 同規模の他都市の議員報酬との比較  
市の財政状況

- ・ 市民の税金であることを考え市政活動に励むこと。  
専業として市政活動のできる議員報酬でなければならない。

- ・ 議員報酬のあり方を考えるときに専業と兼職・兼業を一緒にくたにすべきではない。

- ・ 多過ぎず少な過ぎず。

立場にしがみつくことがないような旨みのなさ、ある程度の生活は保障する一定額が必要。

- ・ 特別職公務員としての任務を全うできる額であること。現状では、市職員より低い額（事業主負担を換算した人件費ベース）である。今後、若い情熱をもった優秀な人材を求める場合、社会保険も退職金もない現状の報酬制度では不安がある。

- ・ 議員報酬の削減も叫ばれているが、議員が報酬にふさわしい仕事をすればいいと考える。

- ・ 選挙活動に掛かる経費を考えていない点。

職・住分離している都会周辺では、住民による駅の利用が生活サイクルに入っており、立候補者は駅に立つ事で選挙活動ができる。しかしながら旭川市においては、人も活動費もある程度必要である。

- ・ これまで「地方自治」が「地方行政」と同一視され、法制度上も運用上も「地方行政」を担う執行機関の優越する体制「首長の追認機関」「首長の諮問機関」と思われた時代から、平成12年4月1日地方分権推進一括法が施行されて以来、機関委任事務制度の全面廃止など、自治体の自己決断、自己責任の領域の拡充により、我々議会は初めて全面的に住民の代表機関として認知されるようになり、従来のような議会、議員のあり方を本格的に問われることになったことにより、従来に増して監視、批判、修正、代案などの機能を十分発揮することを重点とし、議会では議会が主役であることが認知されるよう議員個々が資質を高める努力をし、地域民主主義の担い手であることに対する報酬であり、その機能を発揮するため必要な定数（36人）でもある。

- ・ 少数精鋭とした場合、多岐に亘る市政の課題を調査、研究するためにはフルタイム勤務が必要であり兼業は難しいことから、議員の多様性を確保するためには一定程度生活できる報酬を保障することが必要と考えます。

- ・ 社会保障もなく，身分保障が確立していない中，これから行政にたずさわる若い人にも議員を目指す環境づくりをしていかなければならないと考えられます。

- ・ 議員報酬だけの収入で生計を維持することができる視点

- ・ 報酬審議会で適切な額を定めるのが妥当と思う。市民感覚とかけはなれる事は適當ではない。

- ・ これだけで生活しているので，きびしい。議員をする人がいなくなる。

- ・ 男性議員は，現在ほとんどの人が専門職であります。議員報酬（現在の）では，生活費，活動費で目いっぱいでありますので，余裕のある生活，余裕のある子育て，余裕のある活動が出来る報酬にすべきと考える。

- ・ 議員活動にかかる経費負担が大きく，議員のなり手がいなくなってしまうことを懸念する。

- ・ 市の財政状況から，議員報酬削減という考えには，一定の理解を示しますが，議員報酬のみの40代，50代の議員の方もいるので，大幅な削減には賛同できません。他の中核市（35万人程度の都市）の現状等を踏まえて論議する必要があると考えます。

- ・ ①年金，保険料が自己負担であること（250万円位の負担になる）

### 3 上記のほか、議員定数及び議員報酬に関して意見があればお聞かせください。

(回答)

・毎月党費を天引きされている議員は、市民の税金で各党を助成していることになっている。党に所属している議員については、選挙費用を自腹で準備しなければならないことを市民にしっかり広報してほしい。

・強弱はあるもののボランティア精神なくして議員は務まらず、旭川においてもそれは当てはまっていると思います。但し、現状を見ると高齢化や新陳代謝が進んでおらず、待遇が勝っているのではないかと思います。

・これまでの議会活動の反省も含め、地方分権の流れの中、「市民の代弁者である議会の役割」を市民とともに考えた上での検討が必要と考える。

現職議員は我身を守るためではなく、様々な立場、方向からの市民意見を反映のため活動している。質の充実を考える時、「市民の目」は大変重要であり、議会の真の役割、議員の役割、仕事をご理解頂いた上で、定数・報酬の審議をして頂きたい。

議会の質を上げる事は、市民力・質を上げる事につながると考える。

・自己責任の領域の拡充により我々議会は初めて全面的に住民の代表機関として認知されるようになり、従来のような議会・議員のあり方を本格的に問われることになったことにより、従来に増して監視、批判、修正、代案などの機能を充分発揮することを重点とし、議会では議会が主役であることが認知されるよう議員個々が資質を高める努力をし、地域民主主義の担い手であることに対する報酬であり、その機能を発揮するため必要な定数（36人）でもある。

・議会の機能を弱めることは、市民自治を弱めることに繋がります。現在の議会及び議員の活動に不満があるからといって、ただ単に定数も報酬も削減すれば良いということではないと思います。

議会が議会としての機能をしっかり果たすために、議員間討議が十分に行われ、会派の壁を越えて合意形成していくことができる議会運営が行われるために必要な定数と報酬はどの程度が望ましいのかという視点が必要です。議員定数と議員報酬は、議会改革と表裏一体で議論されるべきと考えます。また、選挙にお金がかかり過ぎるということも解決しなければならない問題だと思っています。

・報酬からの1カ月に掛る経費

政務調査費以外からの支出 自動車代23,500円 自動車保険8,220円  
燃料代16,000円 通信費31,000円 会費20,000円 計98,720円を毎月報酬から支出しており、政務調査費の使用規制があり、その多くが報酬から支出しているのが現状であります。

・議員としての役割を十分に果たすために、あるいは高めることの議論と「議員活動が見えない」「役立っていない」という考え方から定数・報酬等を検討することの区分けが必要です。

・議員年金の廃止や政務調査費の不自由さ（例 電話代5,000円まで）等、今後政治を目指す人に適切な報酬と、他の中核市と比較しても、最も安い報酬額である。

・現報酬額はH7年1月1日から変わっておりません。又、費用弁償も（日当）平成19年より廃止、定数も44人から40人、40人から現在の36名と減らし、議会としては相当努力しております事を認識していただきたい。

・議員年金がなくなり、将来の不安があること。

議員報酬があまり少ないと（若手）議員のなり手がいないのではないのでしょうか。

・若い優秀な人材が議員を志す環境として、専従できる報酬は必要。

・社会・共済保険などの制度がなく、掛金・保険料等が高額（国保は約7万円/月）であり、老後の年金も現状では国民年金のみで、非常に不安な実態です。

・報酬が低ければ、若手議員のなり手がいないと思う。（年金廃止等）

・議員年金の対象外であることから、将来の不安は否めない。

他都市との比較、市民感情からみて、引き上げはむずかしいと思いますが、専従議員のことを考慮して頂きたい。

・議員定数、報酬の問題に関して、しばしば企業経営的な考えに基づいてそのあり方を判断する傾向を見受けるが、その姿勢には賛同できない。議会の役目は民主的な方法によって行政運営の望ましい結果を引き出す事であるから、効率優先が強調される経営理論は行政運営に適する考えではないと考えます。

・議員定数も議員報酬も、ただ単に経済効率のみで判断すべきではない。議員のまちづくりに対する研さんや活動保障が重視されるべきである。

・これ以上の報酬削減は「議員のなり手」がいなくなることにつながると思う。その分、出来る範囲で定数削減を実施して、身を切ることが必要。

・(1)議員定数について

議員定数を考える時の最大のポイントは常任委員会で1つのテーマについて、一方向の視点のみならず複数の視点できちっと議論できる人数の確保だと思っております。

その場合、各委員会の人数のみならず、行政規模や時々抱えている課題の大きさ多



さによっても、委員会数やくくり方も時として見直す必要があると思います。

そして議員定数については旭川市の場合現行の４常任委員会とすれば１常任委員会当たり最低５人は必要で最低２０人、５常任委員会とすれば２５人となります。

但し、１常任委員会当たり５人というのは全員政策通でフル回転である、という前提でなければ委員会は機能しないと思います。

昭和２２年から地方自治法の人口５万以上１５万人未満の市として法定上限数３６人でスタートした本市ですが、昭和３４年には人口増により人口１５万以上２０万人未満の定数である４０人に改定され、昭和４２年には人口増により人口２０万以上３０万人未満の定数である４４人に改定。

昭和５３年には人口増により法定議員数４８人となるところ４４人に据え置かれ、平成１１年には厳しい社会・経済情勢を勘案して４名減員して４０人に改定。

平成１５年１月には法定上限数が４６人に改定されたが、２月議会で更に４人減員の３６人に条例改正されました。

人口１万人にひとりというのは特に根拠はありませんが、３６人に改定した時からするなら次は３４？となりますが、現行のままでもよいと思います。

## (2)議員報酬等について

定数削減はともかく、益々議員活動に専念しなければならない状況の中で１人１人の議員活動が保障される報酬および政務活動費の支給が重要と思います。

・実質的な収入は３００万程度であること。そこで、関係している団体・企業からの収入を得る必要がでてくる。

議員は、支援企業からの要望を、強く行政にはたらきかけることになる。いいことでは、ない。